

施工者・設計者への重要なお知らせ

改正建築物省エネ法が
令和3年4月に全面施工となります

戸建住宅(新築・増改築)において建築士から施主への説明義務

が創設されました

改正法を学べるオンライン講座を
受講しましょう

改正建築物省エネ法オンライン講座



検索

オンライン講座をさがす

供給する可能性がある規制と用途をすべて選択してください

規制 小規模(300m²未満) 中大規模(300m²以上)
用途 住宅 駐輪場(非住宅)

対象の講座をさがす >

オンライン講座は、建物の規模（300 m²未満・300 m²以上）と用途（住宅・非住宅）を選択すれば必要講座が簡単にさがせます。オンライン講座は、いつでも・どこでも・何回でも繰り返し閲覧可能です。

規制指面 ●適合義務制度 内容 新築時等における省エネ基準への適合義務
基準適合について、新築行政手続又は既存省エネ判定機関の省エネ適合性を証明する必要※ 省エネ基準への適合が確認できない場合、着工・開業ができない
対象 2,000m²以上の新住宅建築物
⇒ 対象を300m²以上の非住宅建築物に拡大

●説明義務制度 (新規創設) 内容 設計の際に、建築士から建築主に対して、省エネ基準への適合等の説明を行う義務
対象 300m²未満の住宅・建築物

●届出義務制度 内容 新築時等における省エネ基準の適合義務
⇒ 住宅性能評価やBELS等の取得により、届出義務を省エネの21日前から3日前に期限
→ あわせて、指導・命令等の実施を強化
対象 300m²以上の住宅 (国土交通省まで300m²以上の新規実施)

オンライン講座のテキストをお持ちでない方は
無料配付致します。必要事項をご記入の後
支部高木書記宛にお送りください。

申込書

- お名前
- 事業所名前
- 分会名
- 必要冊数
- 送付先住所

担当者 土建渋谷支部 高木書記

FAX 03-5308-5930

MAIL dokensib@green.ocn.ne.jp